

星空のコンサート運営委員会 規約



- (名称) 第1条 会の名称は、星空のコンサート運営委員会とする。(以下、星コン運営委と略す)
- (目的) 第2条 これまで19年にわたり都筑区で続けてきた「星空のコンサート」の第20回の節目を迎える2018年、星空のコンサートを企画運営する委員会として新たに発足し、都筑区民や諸団体とともに都筑のクラシック音楽の文化を広げていくことを目的とする。
- (構成) 第3条 都筑区を愛し、子供たちからお年寄りまで気軽にクラシック音楽に親しむ文化づくりに向け活動していく個人・団体で構成する。
- (役員) 第4条 星コン運営委の役員は以下と通りとする。
(1) 代表 1名(尚、会の所在地は代表宅・都筑区荏田南1-19-6-635とする)
(2) 副代表 若干名
(3) 企画委員 若干名(企画委員の中に、企画委員長、企画副委員長をおく)
(4) 事務局 若干名
(5) 会計 1名
(6) 監事 1名
(7) 顧問 若干名
- (スタッフ) 第5条 活動を支えていくスタッフは事務局の一員とする。
また、役員のおすすめにより、スタッフは適時拡大していく。
- (職務) 第6条 代表は星コン運営委を総括し、活動を推進していき、副代表は代表を補佐する。
企画委員は、コンサートの企画に携わる。
事務局は、広く星コン運営委の運営を支えていく。
会計は、星コン運営の会計を担う。
監事は、星コン運営委の監査を行う。
顧問は、星コン運営委の運営に常にアドバイスを行っていく。
- (総会、定例会) 第7条 総会は代表が年に1度招集し、事業計画、予算などの決定を行う。
定例会は、代表・事務局長・企画委員長が招集し、活動方針を決定する。
- (運営費) 第8条 運営経費は、支援金・補助金・寄付金その他の収入をもって充てる。
会計年度は、1月1日から12月31日までとする。
- (解散) 第9条 星コン運営委は、第2条の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。
- (その他) 第10条 その他、運営に必要な事項は代表が定める。
- (附則) この規約は、2018年1月22日から施行する。
一部改定(役員名簿含む) 2026年4月23日